

岩手県監査委員告示第3号

監査結果の公表（平成25年岩手県監査委員告示第37号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年1月6日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
 岩手県監査委員 高 橋 昌 造
 岩手県監査委員 吉 田 政 司
 岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1(1) 監査対象機関名 県南広域振興局総務部一関総務センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年6月19日及び20日

イ 本監査実施日 平成25年7月31日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年9月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、57,392円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた1件、57,392円について、平成25年7月1日に返納を完了した。 今後は、赴任旅費計算書一覧を新たに作成の上、複数の職員で支給額を確認することにより、再発防止に努めることとした。

2(1) 監査対象機関名 沿岸広域振興局経営企画部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年7月3日及び4日

イ 本監査実施日 平成25年7月31日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年9月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
行政財産使用料及び公舎料の徴収に当たり、調定を行っていないものが13件、41,720円、著しく遅れて調定しているものが2件、106,860円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度の監査の結果、同様の事例について注意したにもかかわらず、改善が認められなかったものであることから、組織的なチェック体制を再構築するなど、有効な対策を講じられたい。	調定を行っていないもの13件、41,720円については、平成25年7月9日に調定を行い、同年8月2日に収納を完了した。 今後は、職員毎の月別業務計画表を作成し、課員全員で業務計画及び進捗状況を確認することにより、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

3(1) 監査対象機関名 沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年6月26日及び27日

イ 本監査実施日 平成25年7月30日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年9月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>過誤納還付金一年経過未払金の支出手続を行っていないものが8件、101,900円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>支出手続を行っていないもの8件、101,900円については、平成25年7月8日付けで、債権者に対して受領未済金請求書を提出するよう通知した。平成26年10月1日現在、6件の支払いが完了し、残り2件についても適切に対応していく。</p> <p>今後は、関係機関で十分に連絡を取り合うとともに、書面のやり取り方法の改善により、再発防止に努めることとした。</p>